市立中保育所のあり方に関する基本的な考え方 (案)

令和4年1月 舞鶴市

1.はじめに

近年、子どもを取り巻く環境は、核家族化の進展や共働き世帯の増加、さらに は地域のつながりの希薄化などにより大きく変化しており、子どもの健やかな 育ちと子育てを社会全体でサポートしていく必要があります。

舞鶴市では、舞鶴市総合計画及び舞鶴市乳幼児教育ビジョンにおいて、主体性を育む乳幼児教育の推進を基本理念に掲げ、希望するすべての人が保育所、幼稚園、認定こども園に安心して子どもを預けることができるよう、ニーズに対応した教育・保育を提供するとともに、子どもの主体性を育む保育の実践等により乳幼児教育の充実に向けた取組を推し進めているところです。

一方で、真に必要な行政サービスを提供し続ける『持続可能な市役所運営』の 実現を目的とした「持続可能な市役所運営推進プラン」において、公立保育所に ついては、市全体における保育需要への対応やセーフティネット機能の確保な ど公立園としての役割、園舎の老朽化等を踏まえた公立保育所のあり方につい て検討することとしています。

国においては、これまでは子どもの数が減少する中にあっても、女性就労率の上昇が子どもの減少スピードを上回っていたことから、保育ニーズは全国的に増加傾向となっていたものが、令和7年にはそのスピードが逆転することになり、保育所の利用児童数が減少していくという予測が、今年5月に示され、このような状況に対して、人口減少地域における保育の確保策や新たな施策の展開等による支援の在り方などが検討されているところです。

本市においても、人口減少・少子化が進行しているなかにおいて、多様化する子ども・子育て支援のニーズに柔軟に対応していくためには、将来を見据えた教育・保育の提供体制や施策のあり方について検討していくことが必要であることから、今回、そのひとつである公立保育所のあり方のうち、園舎が築40年以上経過している中保育所について、従来の公立保育所のあり方方針を基本として、現在や将来の教育・保育施設を取り巻く状況のほか地域の実情を踏まえ、基本的な考え方をまとめたものであります。

2.公立保育所等施設概要

施設名	開設年	定員	建物	土地
由伊玄託	叨チп 9 / 年	200名	鉄骨造平屋建 1,159 ㎡	舞鶴市字余部下
中保育所	昭和 24 年	200 名	(昭和 56 年改築)	(市有地 5,078 ㎡)
			鉄筋コンクリート造	舞鶴市字浜
うみべのもり 保育所	平成 27 年	150名	平屋建 1,397 ㎡	(市有地 4,098 ㎡)
PIC [3 /2]			(平成 27 年築)	
無物をおえま	77 A 01 F	93名	鉄骨造 2 階建 1,033 ㎡	舞鶴市字円満寺
舞鶴こども園	平成 31 年	1号46名 2·3号47名	(平成 31 年築)	(市有地 3,672 ㎡)

3.公立保育所等入所状況

○各年4月1日現在の入所(園)者数

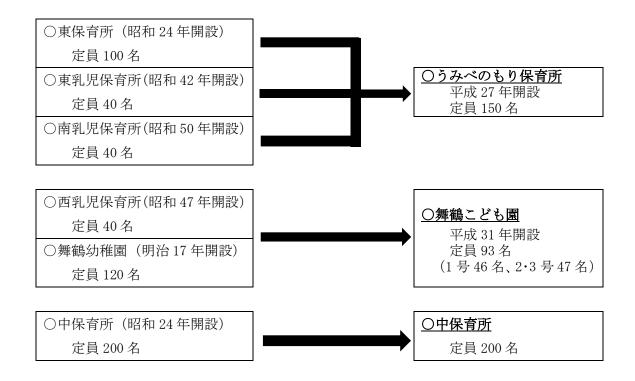
施設名	区分	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成31年 令和元年	令和2年	令和3年
中保育所 (定員 200 人)	2・3 号	120	129	138	129	121	107	97
うみべのもり 保育所 (定員 150 人)	2•3 号	123	140	147	150	151	133	118
舞鶴こども園	1 号					36	26	29
(定員 93 人) (1号 46 名)	2•3号					38	50	49
【2·3 号 47 名 】	合計					74	76	78

4.公立保育所等の計画上の位置付け

協議機関等	協議内容(主な内容)
公立保育所のあり方に関する	公立保育所のあり方の方向性
調査事業報告書	① 民間保育園と公立保育所の連携
(平成 23 年 1 月策定)	民間保育園への保育委託の促進
	~地域の子ども達は地域の保育園へ~
	② 公立保育所の重点役割
	社会的サポートを必要とする児童の保育
	③ 公立保育所の体制整備
	東・中・西の3地域に区分し、各地域の民間園と連携し
	て地域の保育所として機能
舞鶴市公共施設再生基本計画	施設の老朽化と将来的な乳幼児数を念頭に置きなが
(平成26年7月策定)	ら、効率的・計画的なサービスの維持方策を検討していき
	ます。
	●西乳児保育所
	少子化の進行、幼保一元化や保育ニーズの多様化を見
	据えながら、隣接する舞鶴幼稚園との関わりも含めて、
	施設のあり方を総合的に検討する必要があります。
	●中保育所
	築30年を超えているため、設備の老朽化に伴い、短期
	的・集中的な対処は必要としないものの、計画的な施設
	の更新を進めていく必要があります。
	●東保育所、東乳児保育所、南乳児保育所
	機能統合の対象となっている3施設はそれぞれ廃止に
	向けて調整を進めていきます。
	●舞鶴幼稚園
	少子化の進行、幼保一元化の動向や保育ニーズの多様
	化を見据えながら、隣接する西乳児保育所との関わり
	も含めて、施設のあり方を総合的に検討する必要があ
	ります。
第1期舞鶴市公共施設再生実	●西乳児保育所…施設の老朽化が著しいことから、隣接
施計画(平成28年2月策定)	する舞鶴幼稚園への機能集約化を図ります。
	●中保育所…建物・設備の必要な改修を行い、長寿命化を
	図ります。
	●東保育所、東乳児保育所、南乳児保育所…3 施設はうみ

	べのもり保育所として建物を新設し、統合による再生措
	置が完了しています。
	●舞鶴幼稚園…隣接する西乳児保育所を集約し、施設の
	一体的な整備を行います。
持続可能な市役所運営推進プ	公立保育所のあり方の検討
ラン(令和2年3月策定)	市全体における保育需要への対応やセーフティネット
	機能の確保など公立園としての役割、園舎の老朽化等を
	踏まえ、中保育所及びうみべのもり保育所のあり方につ
	いて検討します。

5.公立保育所等の統合経過



6.市内の就学前における教育・保育施設の状況

市内の就学前における教育・保育施設については、民間園が24施設で約9割、 公立園が3施設で約1割となっています。また、在籍児童数についても、民間園 が約9割、公立園が約1割となっており、本市の教育・保育の大部分が民間園に よって提供されています。

(令和3年4月1日時点)

	区 分	公 立	私立	合 計
	認可保育所	2	2	4
施設数	認定こども園	1	12	13
旭 <u></u>	幼稚園	0	10	10
	合 計	3	24	27
	認可保育所	350	150	500
定員	認定こども園	93	1, 172	1, 265
上 貝	幼稚園	0	1, 879	1, 879
	合 計	443	3, 201	3, 644
	認可保育所	218	150	368
┃ 在籍児童数	認定こども園	78	1, 009	1, 087
1工作儿里数	幼稚園	0	939	939
	合 計	296	2, 098	2, 394

7.中舞鶴地域の教育・保育環境

中舞鶴地域の教育・保育施設は、市立和田中学校、市立中舞鶴小学校、私立中舞鶴幼稚園、市立中保育所があり、1中学校、1小学校、1幼稚園、1保育所で構成されています。

中保育所は、昭和24年に開設し、中舞鶴地域唯一の保育施設として、これまでから地域の保育ニーズの受け皿として、また社会的サポートが必要な児童への対応など保育のセーフティネット機能を有するものとして重要な役割を担っています。

一方、施設や設備面においては、築 40 年以上が経過していることから老朽化による雨漏りやひび割れ、設備の故障その他不具合が生じてきているなど、良好な保育環境にも影響が及ぶ状況となってきており、抜本的な対策が必要となっています。

また、中舞鶴幼稚園(学校法人常盤学園)は、昭和27年に開設され、半世紀

以上にわたり地域に密着した幼稚園として、地域における幼児期の教育施設としての役割を担っています。なお、同園においては、0歳から5歳までの定員を設けた幼保連携型認定こども園への移行の意思が示されています。

■就学前児童数の推移(各年4月1日時点)

地域	平 25	平 26	平 27	平 28	平 29	平 30	平 31/令 1	令 2	令 3
市全体	4, 584	4, 497	4, 376	4, 302	4, 213	4, 046	3, 859	3, 653	3, 508
中舞鶴地域	327	333	378	360	332	308	282	238	213

■中舞鶴地域の教育・保育施設の在籍児童数の推移(各年5月1日時点)

施設名	平 25	平 26	平 27	平 28	平 29	平 30	平 31/令 1	令 2	令 3
和田中学校	159	153	141	130	129	118	120	113	103
中舞鶴小学校	314	317	311	303	290	255	233	241	230
中舞鶴幼稚園	67	66	57	61	52	48	46	39	42
中保育所	133	125	122	132	138	135	119	106	99

8.市立中保育所のあり方の方向性

【背景と趣旨】

公立保育所は、これまでから東舞鶴地域、中舞鶴地域、西舞鶴地域の3地域に区分し、それぞれの地域において、各地域の民間保育園と連携のもと、機能する体制整備を図ることとして、東舞鶴地域においてはうみべのもり保育所、西舞鶴地域においては舞鶴こども園として公立保育所・幼稚園の統廃合により整備を進めてきたところです。

こうしたなか、中舞鶴地域においては、人口減少等により未就学児童数は減少 傾向にあるものの保育ニーズは一定数存在していることから、保育の提供体制 を維持する必要があり、中保育所が地域唯一の保育施設であることを踏まえる と、引き続き、中保育所により保育の提供体制の確保が求められるところです。

しかしながら、中保育所の園舎が築 40 年以上経過しており施設の老朽化が顕著となり建替え等の検討が必要であることに加え、少子化等に伴う就学前児童数の減少に伴う市域全体の保育ニーズに対する中長期的な教育・保育体制についても検討していく必要があることから、中保育所のあり方を検討するにあたっては、単なる施設維持を目的とするのではなく、中舞鶴地域はもとより東西地域を含め市域全体の教育・保育体制が、将来にわたり適正に持続できる体制にしていく必要があります。

【検討内容】

中舞鶴地域に保育施設を存続させる方法としては、大きく分けて 2 つの方法があります。

(1) 中保育所の改修・建替えによる継続運営(公立直営)

中保育所を改修や建替え等により引き続き継続させる方法です。

(2) 中保育所の保育機能を民間法人に移管(民間委託)

中保育所の保育機能を民間法人に委託することで、中舞鶴地域の保育機能を確保する方法です。この場合の方法として、民間法人が自ら施設の開設から運営までを行う民設民営の方法と、市が管理する施設で民間法人が運営を行う公設民営の方法があります。

(1)公立直営の場合における課題等

これまでからの保育が引き続き提供されることや公立施設としての役割が継続されるなどの利点もありますが、仮に施設の建替え等を実施する場合、仮園舎用の敷地確保や現施設が土砂災害警戒区域に立地していることによる災害対策工事などの課題があります。

また、別の場所に移設することとした場合は、新たな建設用地の確保などの課題があります。

さらに、中保育所の認定こども園化についても、市全体の将来的な保育ニーズ等を勘案しながら長期的な視野に立って検討する必要があります。

このような中保育所に関する課題のほか、外的要因として、すでに中舞鶴 幼稚園が 0 歳児から 5 歳児までを受け入れる認定こども園へ移行する意思 が示されていることも考慮する必要があります。

仮に、中舞鶴幼稚園が認定こども園に移行した場合は、これまで保育施設は中保育所のみであった地域に保育施設が2施設併存することとなりますが、今後の中舞鶴地域の就学前児童数の推移や入所状況等を勘案すると、両施設とも現定員数から大幅に減らした小規模な施設となることが予想されます。また、将来的には、園児数の減少に伴い園児確保も困難になることが予想されることから、地域の保育施設が適正に継続できる提供体制となるよう検討する必要があります。

(2)民間委託の場合における課題等

一般的には公募という形で民間法人を募集することになりますが、すで に中舞鶴幼稚園が認定こども園へ移行する意思が示されていることから、地 域に保育施設が2施設併存することについては、公立直営の場合と同じ課題が生じることとなります。

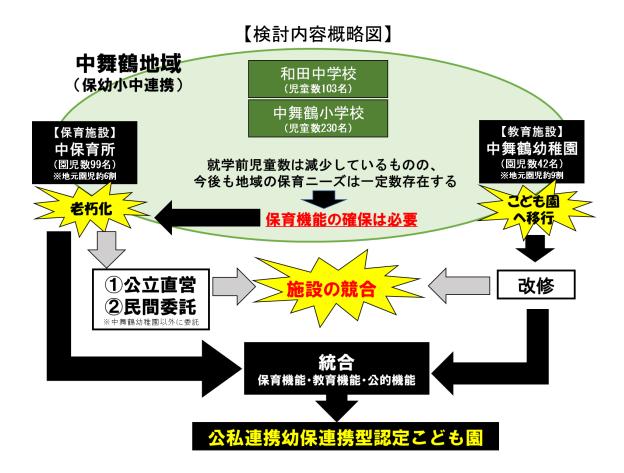
また、中保育所の保育内容及び公的機能の確保を条件とした場合や定員等の施設規模、公的支援の内容等によっては、民間法人へのインセンティブが働かず公募しても応諾する法人がない可能性があることや、仮に応諾があった場合においても、保護者や地域の理解が得られるような法人が確保できるとは限らないなど、公募による民間委託においても多くの課題があります。

【検討結果】

中保育所のあり方については、公立直営と民間委託などの選択肢があるなかで、中舞鶴地域の教育・保育施設の関係や、これまでから「地域の子ども達の保育は地域の保育園へ」を前提とした民間園との連携のもとで保育体制の整備を図っていること、中舞鶴幼稚園が公立保育所と連携した運営体制を構築する意思があることなどを勘案すると、今後の中舞鶴地域における保育施設については、中保育所の保育機能を中舞鶴幼稚園へ委ねる形で中保育所と中舞鶴幼稚園を統合した幼保連携型認定こども園として整備していくことが最適と考えます。

さらに、中舞鶴地域の保育施設の規模を適正化し、地域の子ども達は地域の保育施設で受入れる体制としていくことは、少子化等により保育施設の利用児童数が減少していくなかにおいて、中長期的には市内全体の需給バランスの均衡を保つことにも繋がるため、中舞鶴地域はもとより東西地域を含めた市域全体の持続可能な教育・保育環境のより有効な構築につながるものと考えます。

ついては、公立保育所の機能を地域の民間園へ移管する方向としますが、単なる公立から私立に代わるという民間委託ではなく、これまでからの中保育所の保育内容や発達支援など社会的サポートを必要とする児童の保育など公立が担ってきた果たすべき役割を踏まえ、一定の機能を協定により確保する形態の民間委託(公私連携幼保連携型認定こども園※注)とします。



9.中舞鶴地域における新たな保育施設の最適なあり方

【施設種別】

公私連携幼保連携型認定こども園

【運営主体】

学校法人常盤学園 中舞鶴幼稚園 (京都府舞鶴市字余部上116-3)

【施設定員】

中舞鶴地域の特性や保育ニーズ等を勘案しながら、今後の就学前児童数の推移や市域全体の保育ニーズに対応できる定員設定とします。

【施設設置場所】

現在の中舞鶴幼稚園および中保育所が土砂災害警戒区域に位置していることやそれぞれ改修を必要とすることから、新たな場所での建設を視野において、適切な候補地の選定を行います。

【開設時期】

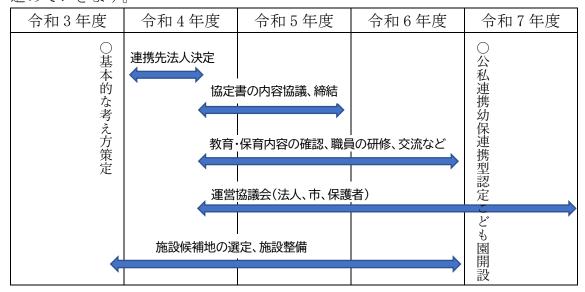
令和7年4月予定

【開設に向けての進め方】

① 2 施設とも地域に根付いた施設であることから、保護者はもとより地域に おいて合意形成を図りながら進めていきます。 ② 運営主体が法人に変わった後も保護者・法人・市の三者で運営等に関して協議する場(運営協議会)を設置するとともに、法人への指導監査や助言等を定期的かつ計画的に実施することで、行政が運営に関与する仕組みを構築します。

10.新たなこども園開設に向けたスケジュール

公私連携幼保連携型認定こども園の開設に向けて、必要な取り組みを計画的に 進めていきます。



※注)公私連携幼保連携型認定こども園(民設民営)

民設民営であるものの、市町村の関与を明確にしつつ設置主体のインセンティブ(必要に応じて建物や土地等の公有施設の無償又は廉価での貸付・譲渡を可能)が働くよう設計された運営形態であり、市と法人が下記の内容を記載した協定を締結することによって運営に市が関与していきます(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(以下、「認定こども園法」という。)第34条)。

対象となる法人は、認定こども園法により、学校法人又は社会福祉法人に限定されており、運営経費は民間施設のため保護者負担金のほか、国・府・市が負担する仕組みとなります。

【協定に定める事項】

- 1.協定の目的となる公私連携幼保連携型認定こども園の名称及び所在地
- 2公私連携幼保連携型認定こども園における教育及び保育等に関する基本的事項
- 3.市町村による必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力に関する基本的事項
- 4.協定の有効期間
- 5.協定に違反した場合の措置
- 6.その他公私連携幼保連携型認定こども園の設置及び運営に関し必要な事項

舞鶴市子ども・若者支援会議 幼保未来推進部会 委員名簿

【常任委員】 (敬称略)

No	団体名	職名	役 職	氏 名
1	舞鶴自治連・区長連協議会	会長	部会長	福本 清
2	舞鶴市民間保育園連盟	会長		森 宏昭
3	舞鶴市私立幼稚園協会	会長		畠中 好野
4	舞鶴市小学校長会	役員		野田 千鶴
5	(社福)舞鶴市社会福祉協議会	事務局長		池田 秀男
6	舞鶴市民生児童委員連盟	児童部会長	副部会長	白井 知二

【臨時委員】 (敬称略)

No	団体名	職名	役 職	氏 名
7	中舞鶴小学校	校長		藤原 佳弘
8	中舞鶴婦人会	会長		鈴木 孝子
9	中舞鶴青少年育成支援協議会	会長		長﨑 崇
10	舞鶴防犯推進委員協議会(中舞鶴支部)	支部長		村松 紀治
11	中保育所保護者会	会長		清岡 大亮

■中保育所のあり方に関する会議経過

【第1回】令和3年10月 5日

【第2回】令和3年11月12日

【第3回】令和3年12月24日